

平成 26 年 10 月 20 日
第 7 回懇談会資料

地域運営学校（コミュニティ・スクール）について

地域運営学校（コミュニティ・スクール）は、地域住民や保護者の方々合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参画し、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わることで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの実現をめざす仕組みです。

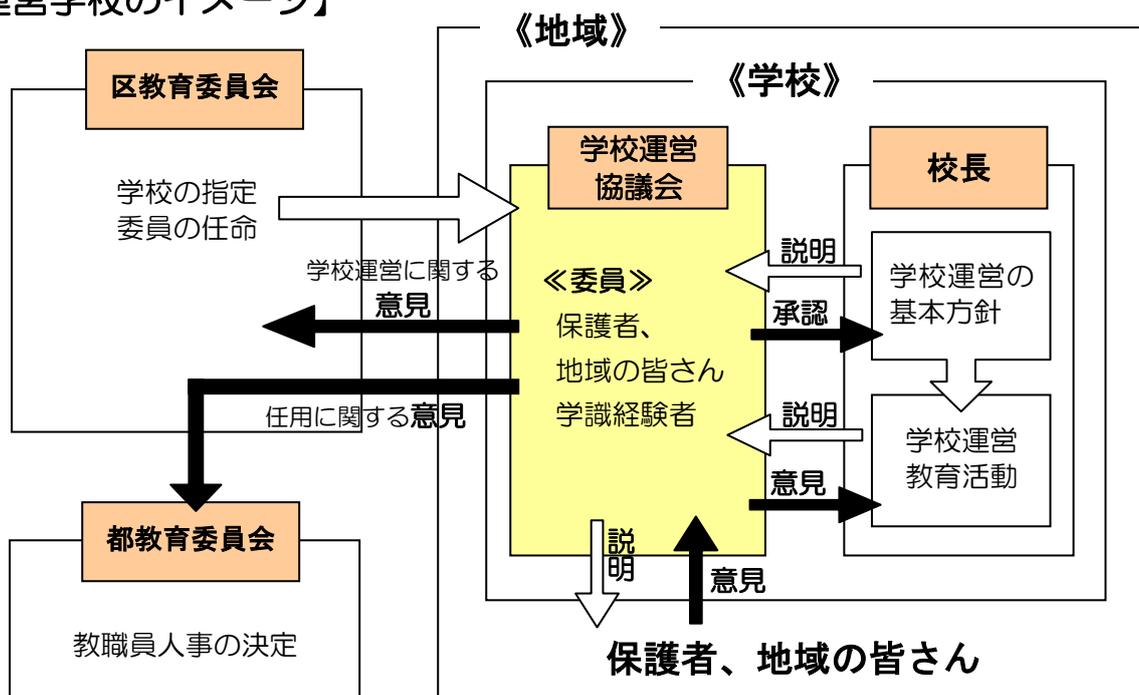
※平成 16 年に 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（同年 9 月に施行）、学校運営協議会制度が創設された。平成 26 年 4 月 1 日現在、全国で 1,919 校が、コミュニティ・スクールとして指定されています。

【杉並区の地域運営学校】 ※指定の期間 4 年

指定年月	小学校（16校）	中学校（10校）	累計
平成17年4月	桃井第四小 三谷小	杉森中 向陽中	4校
平成19年4月		井草中 和田中	6校
平成20年4月	杉並第一小		7校
平成21年1月	沓掛小 永福小 (平成24.3.31統合 に伴い指定取消)		9校
平成21年10月	富士見丘小	天沼中 荻窪中	12校
平成22年4月	堀之内小 天沼小		14校
平成23年4月	高井戸小	富士見丘中	16校
平成24年4月	方南小 松ノ木小		18校
平成24年10月		中瀬中	19校
平成25年4月	荻窪小 高井戸第二小 ※永福小	井荻中 松ノ木中	23校
平成26年4月	東田小 高井戸東小 久我山小		26校
平成26年10月	大宮小		27校

※永福小は、永福南小と統合し、平成 25 年 4 月 1 日付けで新しい小学校として設置されたため、新たに学校運営協議会を置く学校として指定している。

【地域運営学校のイメージ】



【学校運営協議会の権限】

学校運営協議会には、法律上次の権限が与えられています。

1 校長の作成する学校運営の基本方針について承認を行うこと

- ・教育課程の編成に関する事項
- ・予算執行に関する事項
- ・組織編成に関する事項
- ・施設設備等の整備及び管理に関する事項

2 学校運営に関する事項について、教育委員会又は学校に対し意見を述べることもできること

学校運営協議会は学校運営に関して協議する機関として設置されるものであり、基本方針の承認にとどまらず学校運営全般について意見を述べることができます。

3 教職員の任用に関して、人事権を有する教育委員会に意見を述べることもできること

学校運営協議会では教育の基本方針を効果的に実現するために、教職員の配置等に関して意見を述べることができます。この意見を受けた教育委員会では、学校運営協議会の意見を尊重して教職員の任用を行うものとされています。

意見例

- ・基本方針において重要分野と定めた教科について、その教科の指導が得意な教員の配置を求めること
- ・次年度の教職員の配置について、バランスのとれた年齢構成に配慮すること

【学校運営協議会について】

1 委員の任命、身分等

- (1) 教育委員会が任命（特別職の地方公務員（教育委員会の非常勤職員））
- (2) 任期は2年（再任可）

2 委員構成（12名以内）

- | | | |
|-----------|----------------|-----------------|
| (1) 校長 | 1名 | 最大任期数 |
| (2) 校長推薦 | 4名以内 | 3期（必要と認めるときは4期） |
| (3) 学識経験者 | 3名以内 | 5期 |
| (4) 公募 | 4名以内（教育委員会で選考） | 3期 |

3 会議の開催

原則として会議は公開です。人事案件など必要に応じて、非公開とすることができます。

4 学校運営協議会と地域との関係

学校運営協議会は当該指定学校の運営状況について点検及び評価を行うとともに、保護者や地域の方々のニーズや意見をより一層的確に学校運営に反映していくために、活動状況に関する情報を提供し、意見聴取や要望等の把握をしていきます。

5 地域運営学校における学校評議員（会）について

学校運営協議会を設置する地域運営学校については、学校評議員（会）を廃止します。

6 1年間の主なスケジュール（参考）

- | | |
|-----|--|
| 4月 | 学校経営方針・教育目標・教育課程・学校評価・進路指導・指導計画生活指導、児童・生徒の状況、学校希望制の状況等についての報告等 |
| 5月 | 学校運営協議会活動予算の検討 |
| 6月 | 学校運営協議会委員研修 |
| 7月 | 文部科学省主催コミュニティ・スクール推進フォーラム（※）への参加
※全国各都市で開催される地域運営学校、学校支援地域本部事業等の研究事例発表会 |
| 10月 | 都教委及び区教委に教職員の任用に関する意見書提出（～12月） |
| 11月 | 次年度の学校経営方針案について報告（～12月） |
| 12月 | 次年度の委員（更新、後任）の検討 |
| 1月 | 学校評価（自己評価）について報告、学校関係者評価の検討 |
| 2月 | 教育課程の編成に関する基本的な方針について協議・承認 |

随時

学校運営協議会の方向性・進め方の検討
学校支援本部との連携についての検討
部会活動、広報物（だより、パンフレット）の検討
教員との懇談、保護者・PTAとの懇談、生徒との懇談
学校公開参観、その他学校行事への参加を通じた学校の現状把握
先進校研究発表会等視察

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第3節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。